４）　明和絵図内記述の読解

『御城内御絵図』

熊本市教育委員会蔵

制作年代：明和６年（1769）　描写年代：明和６年（1769）

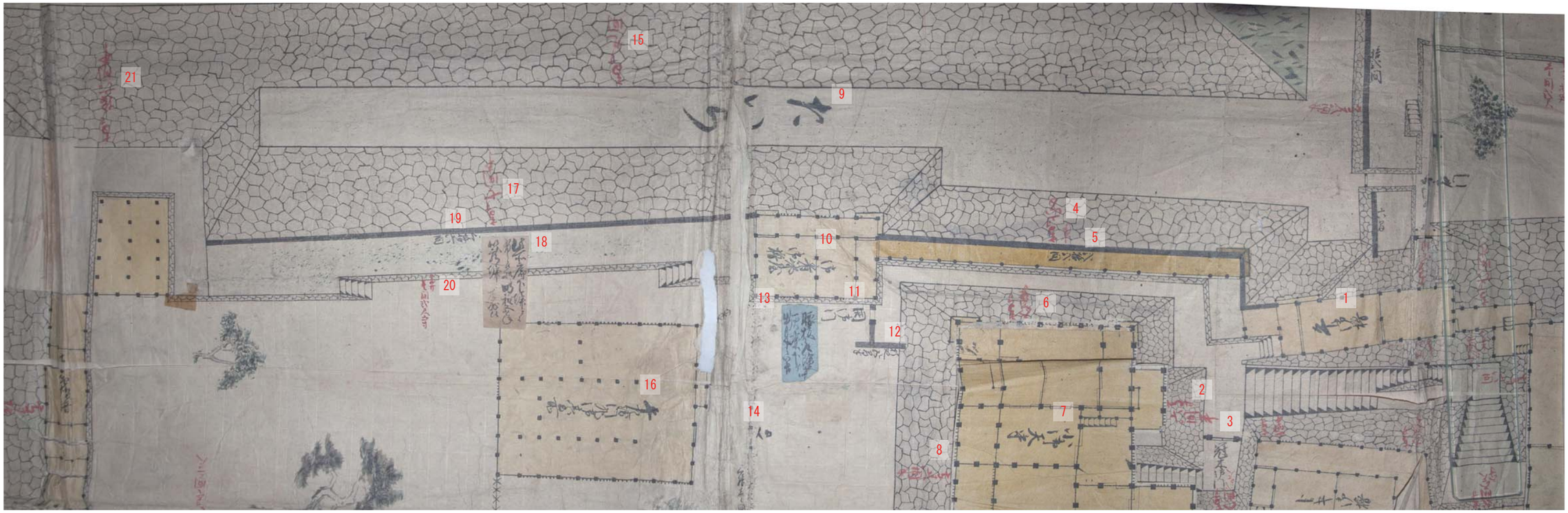

平左衛門丸塀部分拡大

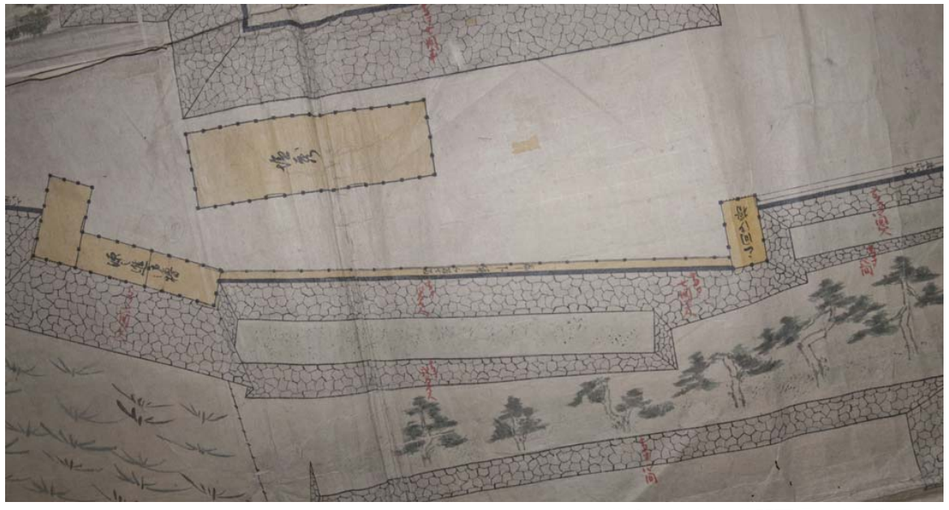

源之進櫓部分拡大（「廊下塀」の記載アリ）

１　平御櫓
２　高サ六間半
３　冠木御門
４　高サ六間半
５　弐拾弐間
６　高サ五間半
７　小御天守
８　高サ六間半
９　たいら
１０　御肴部屋御櫓
１１　開御門
１２　折廻五間半
１３　腰板取除茹灰塗下ケ出来之筈
１４　入口
１５　高サ九間
１６　平左衛門御台所
１７　高サ七間半
１８　此所廊下塀ニ而有之候処ニ明和五年籠塀ニ相成候
１９　三拾六間
２０　高サ壱間二尺六寸
２１　高サ拾六間半

整備案

① 宇土櫓－御肴部屋櫓間
復元想定断面図　S:1/50

方針）　従来復元の塀に倣い復元する。
（『明和絵図』内に「籠塀」と記載）

課題）　・熊本城跡復元年代設定との齟齬
③と同様、「廊下塀」であったものを、明和５年（1768）に「籠塀」に作り替えたことが記されている。

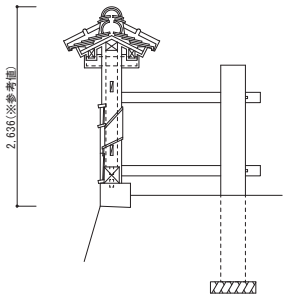

② 御肴部屋櫓
（平面表示の城内参考例を図示）

方針）　石垣修理を行い、城外側に囲い柵をし、平面表示。

平面表示参考例

＜熊本城内：御客方御櫓跡＞
礎石を現し、壁部分については、木柵にて整備。
表示により、かつての櫓を説明している。

③ 御肴部屋櫓－平櫓間
復元想定断面図　S:1/50

方針）　「廊下塀」として復元。

課題）　・「廊下塀」の詳細
城内側の仕様に不明な箇所がある。

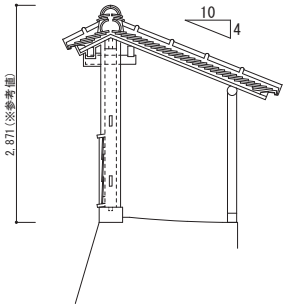

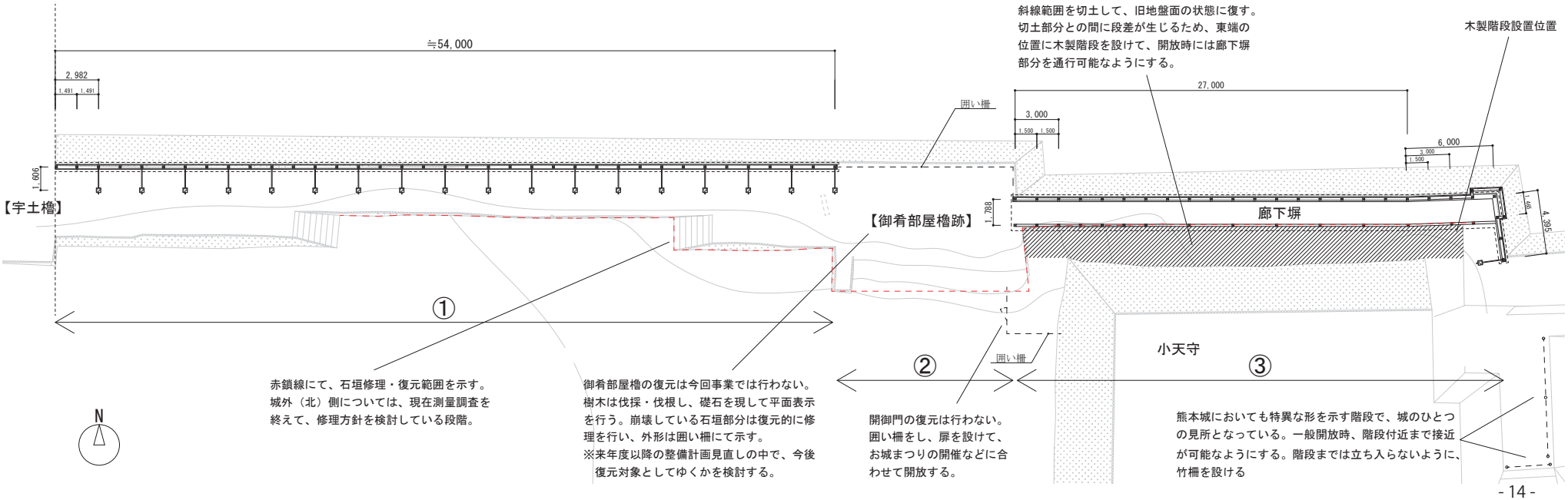

斜線範囲を切土して、旧地盤面の状態に復す。切土部分との間に段差が生じるため、東端の位置に木製階段を設けて、開放時には廊下塀部分を通行可能なようにする。

木製階段設置位置

赤鎖線にて、石垣修理・復元範囲を示す。
城外（北）側については、現在測量調査を終えて、修理方針を検討している段階。

御肴部屋櫓の復元は今回事業では行わない。
樹木は伐採・伐根し、礎石を現して平面表示を行う。崩壊している石垣部分は復元的に修理を行い、外形は囲い柵にて示す。
※来年度以降の整備計画見直しの中で、今後復元対象としてゆくかを検討する。

開御門の復元は行わない。
囲い柵をし、扉を設けて、お城まつりの開催などに合わせて開放する。

熊本城においても特異な形を示す階段で、城のひとつの見所となっている。一般開放時、階段付近まで接近が可能なようにする。階段までは立ち入らないように、竹柵を設ける

－ 2 各部の復元検討　籠塀平面計画

〔　図.01 籠塀発掘遺構　〕

縮尺 1/200

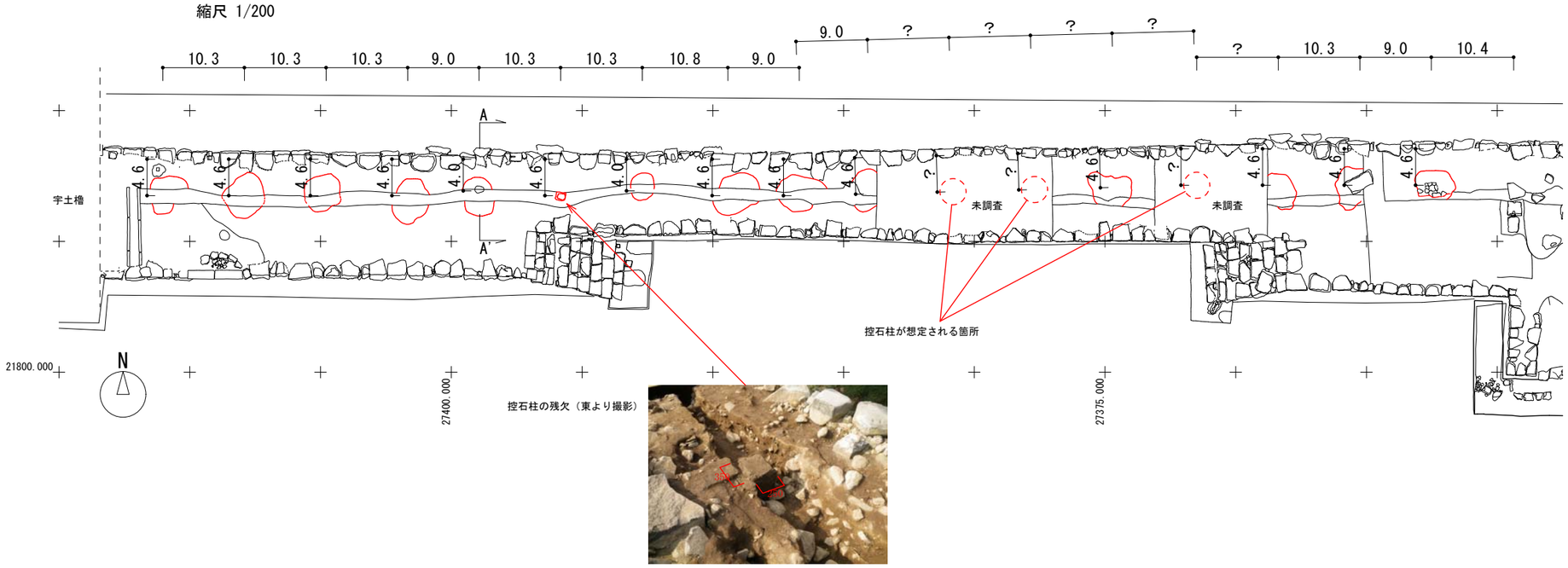

〔　図.02 控柱痕跡断面(A-A')　〕

縮尺 1/100

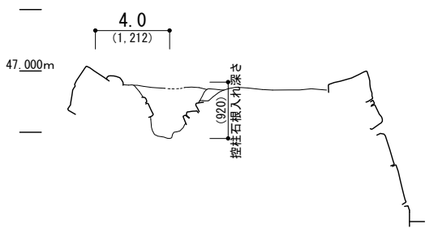

基礎

熊本城内には、塀の基礎として、石垣天端石に直接ほぞ穴を作って柱を立てる形式と、石垣天端石の上に土台石を敷き並べ、土台石から柱を立てる形式との二つの場合がある。籠塀遺構ではそのどちらも検出されていない。塀が存在していた時期の石垣天端石が失われている可能性も考えられるが、どの天端石にも加工跡が見られないことから、籠塀では土台石が敷き並べられる形式であったと判断した。

復元では、石垣修理後の天端石上に土台石を敷き並べ柱を立てる形式を採用する。

平面計画

全体）

発掘にて控石柱痕跡（抜取り跡含む）が検出されていること、および古写真（写真資料NO.7「宇土櫓より大小天守を望む」）に写る姿より、籠塀は従来熊本城にて復元されてきているものとほぼ同様の形式を持つことが分かる。塀に対して城内側に掘立ての控石柱を配し、柱と控柱石を控貫で固める形式である。控柱石は柱間ニ間ごとに一本の間隔で配される。

柱間）

発掘調査からは柱間が直接わかるような遺構は検出されていないが、控石柱痕跡が複数検出されている。前述の通り、控柱石は柱間ニ間毎に一本の間隔で配されることから、柱間を決定することができる。図01に示すように、控柱石痕跡は若干のバラつきが見られるものの、おおよそ一定間隔で検出されている。その間隔は10尺 3寸を基準に、 9尺、10尺 4寸、10尺 8寸である。このことから、柱間は4尺5寸～5尺4寸の間に収まると言える。

塀-控柱石の間隔）

塀と控柱石の間隔も若干のバラつきがあるがほぼ一定と言える。図01から、4尺6寸もしくは 4尺である。

城内類例

平櫓脇

土台石が残る。控石柱は現存しない。土台石にほぞ穴を作り、柱を立ててと考えられる。土台石の上面外側角は面が取られている。

須戸口門脇石垣上

控柱と石垣天端石が残る。

石垣天端石に直接ほぞ穴を作り、柱を立ててと考えられる。

田子櫓脇

土台石と控柱石が残る。土台石にほぞ穴を作り、柱を立ててと考えられる。土台石の上面外側角は面が取られている。

4）　宇土櫓続塀脇

土台石が残る。土台石の上面外側角は面が取られている。

－ 2 各部の復元検討　籠塀意匠計画

〔　写真史料NO.29 「坪井川からの眺望 (1)」拡大　〕

〔　写真史料NO.07 「宇土櫓より大小天守を望む」拡大　〕

〔 参考写真 〕

写真史料NO.47 部分

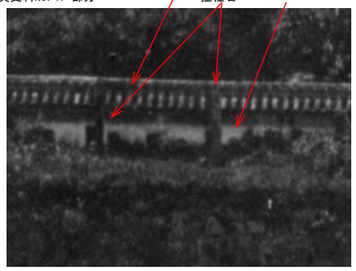

（西出丸塀城内側）

写真史料NO.50 部分

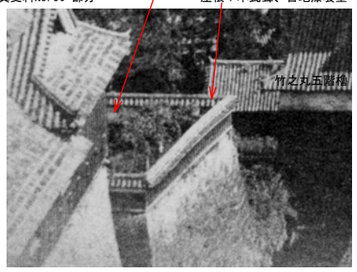

（本丸小広間塀）

写真史料NO.57 部分

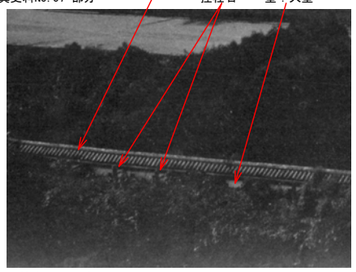

（櫨方会所塀城内側）

壁

城外側）

古写真（写真史料NO.29 「坪井川からの眺望 (1)」）が、平左衛門丸塀の籠塀（宇土櫓―御肴部屋櫓跡）の城外側が直接判明する唯一の復元根拠となる。ただし、遠距離からの写真のため、銃眼位置などの詳細な部分までは判明しない。上部は大壁漆喰塗籠、下部は下見板張であると判断できる。

城内側）

籠塀の城内側がわかる史料はないため、他の同様の塀城内側が写る古写真を参考資料とする。

軒

古写真（写真史料NO.29 「坪井川からの眺望 (1)」）からは出桁造、塗籠軒であると推定できる。

屋根

古写真（写真史料NO.07 「宇土櫓上より大小天守を望む」）より本瓦葺、総目地漆喰塗籠である。屋根勾配はやや急である。

控柱石

控柱石が控貫により塀を支えていることが分かる。発掘遺構と合致する。控貫は若干上方に傾いている。

〔　図.03 籠塀復元立面図　〕

縮尺　1/50

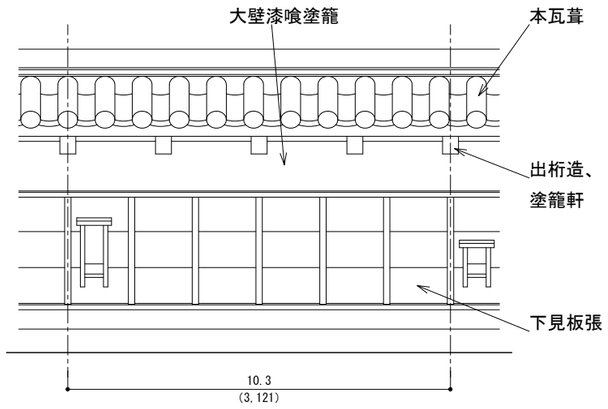

城外側立面図

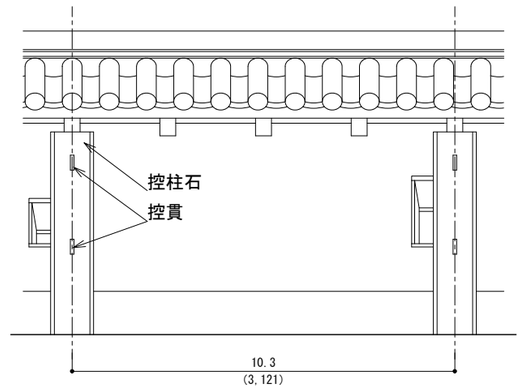

城内側立面図

－ 2 各部の復元検討　廊下塀平面計画

〔　図.04 廊下塀発掘遺構　〕

縮尺 1/200

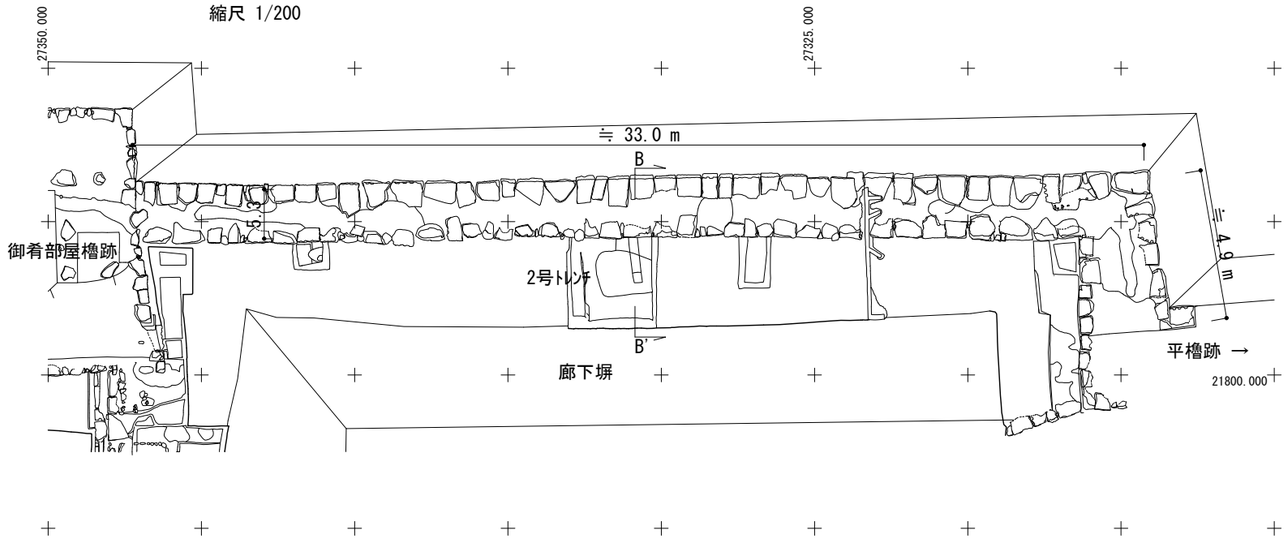

〔　図.05 2号ﾄﾚﾝﾁ断面図 B-B'　〕

縮尺 1/100

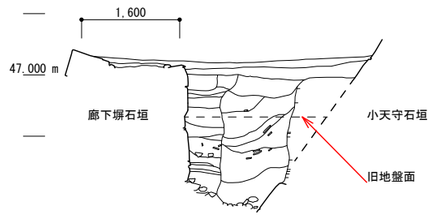

〔　絵図史料NO.xx 『御城内御絵図』平左衛門丸廊下塀部分拡大　〕

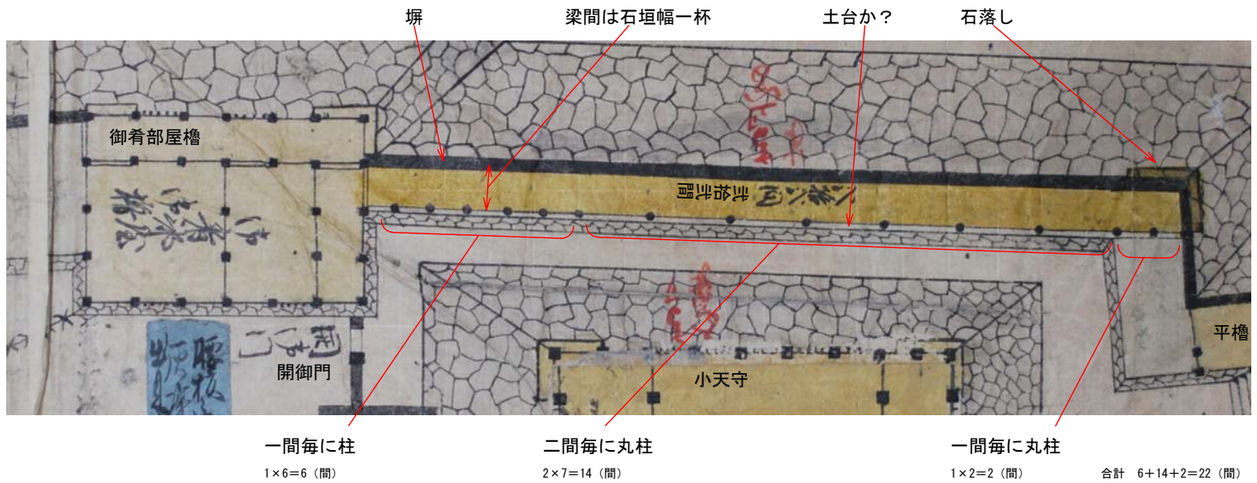

基礎

塀側）

配管などによる後世の攪乱があり、発掘調査から基礎と考えられるような土台石や石垣天端石は検出されなかった。石垣天端石にほぞ穴等の加工は見られなかったため、復元では、天端石上に土台石を敷き並べ柱を立てる形式を採用する。

柱列側）

発掘調査からは、柱列の土台や土台当りの痕跡は検出されなかった。絵図（絵図史料NO.xx「御城内御絵図」）には柱をつなぐ表記がされている。復元では、木土台を石垣天端石に光付て、その上に柱を立てる方法を採用する。

平面計画

発掘遺構からは、塀の長さ及び梁間方向規模のおおよそが分かる。御肴部屋櫓跡から東端石落しまでは約33.0m、東端石落しから平櫓跡までは約 4.9mで、石垣幅は約 1.6mである。

絵図には廊下塀部分に「弐拾弐間」の書込みがある。柱列は間隔を狭めて描かれている範囲と、拡げて描かれている範囲と分かれる。それぞれを柱間一間分、二間分に換算すると、合計22間となり、「弐拾弐間」の表記は御肴部屋櫓から東端石落しまでの濃い黄色にて彩色された範囲を表していることが分かる。

柱間）

発掘遺構から判明している塀長さ（御肴部屋櫓跡―東端石落しまで）33.0mを22間で割ると、33,000(mm)÷22(間)＝1,500(mm/間)　→　4尺9寸5分

であり、柱間一間がおおよそ 5尺となることが分かる。これは籠塀柱間の4尺5寸～5尺4寸とも近似する値である。

梁間）

廊下塀石垣は小天守石垣北側から突き出すような形状で築造されているが、廊下塀石垣と小天守石垣北側との間は一段下がる形状となっている（図04）。発掘遺構および絵図から、廊下塀は石垣一杯の幅であったと考えられる。

－2 各部の復元検討　廊下塀意匠計画

〔　写真史料NO.25 「棒庵坂下より本丸北面を望む」 〕：城外側

石落し：下見板張が他の部分よりも高い

屋根：本瓦葺

本瓦本数：118本
（木陰に隠れる部分は推定含む）

銃眼が付く

軒廻り：出桁造り、塗籠軒

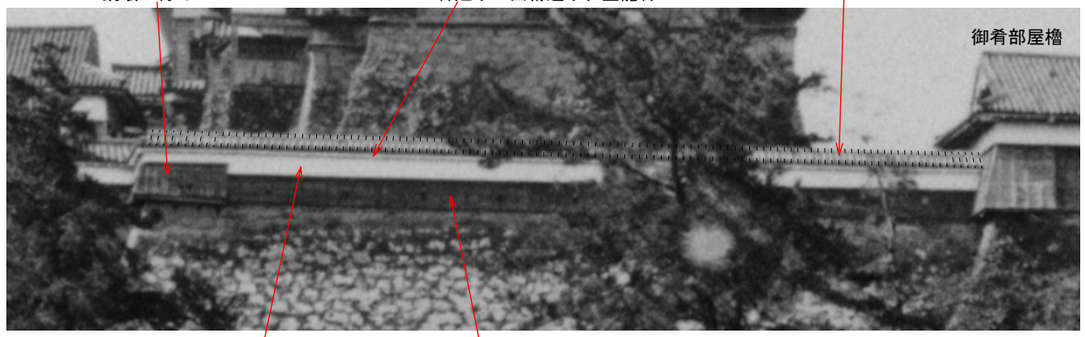

壁上部：大壁漆喰塗籠

壁下部：下見板張

〔　写真史料NO.24 「北側下段より大小天守を見上げる」 〕：城外側

下見板：3枚

銃眼小

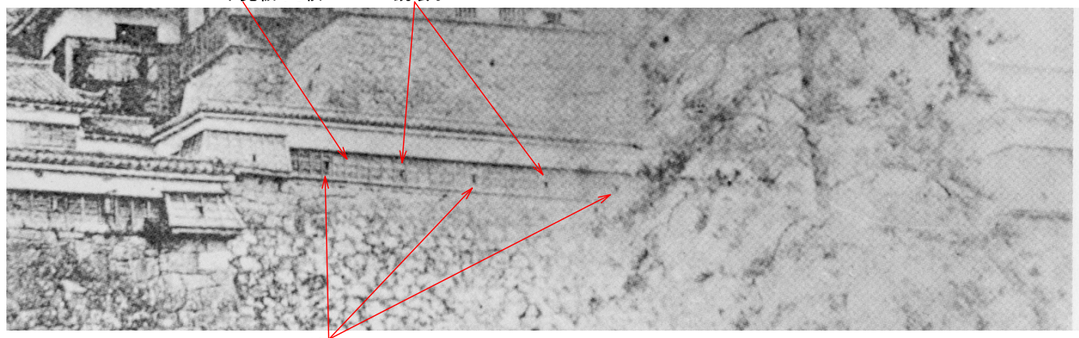

銃眼大

壁

城外側）

古写真より、上部は大壁漆喰塗籠、下部は下見板張と分かる。また、下見板張は３枚で、銃眼が大小交互に等間隔で配されている。

城内側）

古写真（写真史料NO.03 「数寄屋丸から大小天守を望む（2)」）が城内側が直接判明する唯一の復元根拠である。柱が２本見える。上部は真壁漆喰塗籠、下部は下見板張または羽目板張に見える。ただし、外部にも明かり取りとなるような窓は見当たらず、城内側すべてに壁があったことは考えにくい。復元では、柱間一間毎に丸柱が入る箇所にのみ壁を設け、その他の部分は吹き放ちとする。

軒廻り

城外側）

古写真より、出桁造、塗籠軒である。

城内側）

古写真からは判然としない。ただし、出桁や漆喰塗の様子は見られず、城外側とは異なることが分かる。

〔　写真史料NO.03 「数寄屋丸から大小天守を望む（2)」 〕：城内側

柱

屋根：本瓦葺、目地は棟近くと軒近くのみ漆喰塗

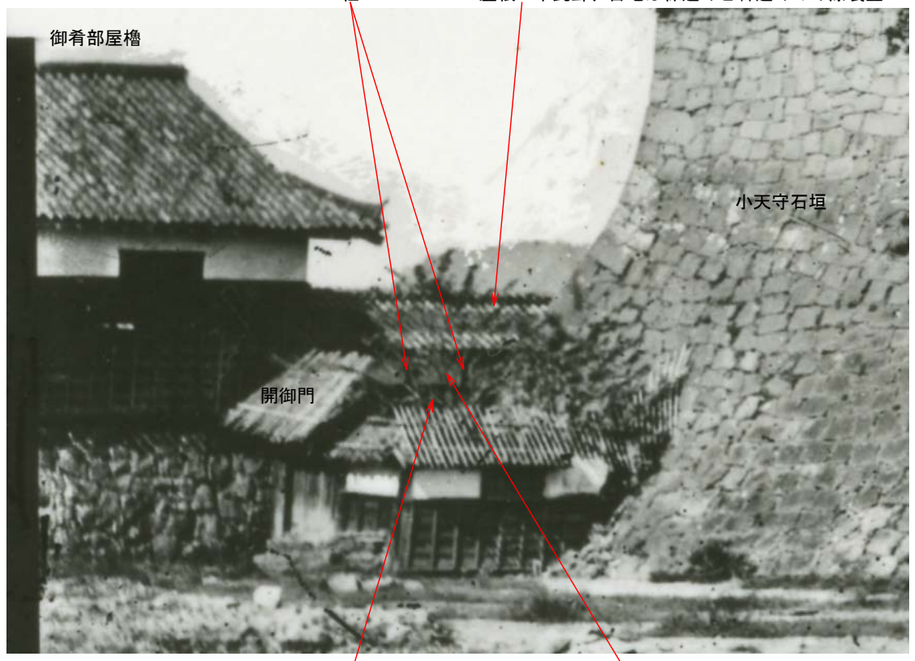

壁下部：下見板張または羽目板張か？

壁上部：真壁漆喰塗籠

屋根

城外側）

古写真より本瓦葺、総目地漆喰塗籠である。他の塀に比較して、軒廻りに生じる陰影には差異がない。

城内側）

古写真より、本瓦葺で一部目地漆喰塗籠である。